

〈 附 表 〉

令和6年度 県土整備部関連事業国庫等補助率負担率表

事業		負担区分			根拠等	事業説明
		国	県	市町村		
一般国道	改築	1/2	1/2		道50 I	下記以外のもの
		5.5/10	4.5/10		道50 I 緊2令1 II	基幹道
	緊急道路整備事業	1/2 6.105/10 5.55/10	1/2 3.895/10 4.45/10		緊2	安全性、利便性等快適な生活環境の確保を図るため緊急に整備が必要と認められる事業。
	繕災除	6.105/10	3.895/10		道50 I 緊2	高い切取、盛土の斜面、隧道等で、そのまま放置すると災害を惹起こすおそれのあるもの。
	橋りょう補修	6.105/10 5.5/10	3.895/10 4.5/10			永久橋で交通量の増加・荷重増加による破損、老朽による腐食が甚だしい橋梁。
	広域連携事業	1/2 4.5/10	1/2 5.5/10		広19 II	広域的地域活性化のための基盤整備を推進する。
地方道	改築	1/2	1/2		道56令28	下記以外のもの
		5.5/10	4.5/10		道56令28 緊2令2 I	基幹道
	緊急道路整備事業	1/2 6.105/10 5.55/10	1/2 3.895/10 4.45/10		緊2	安全性、利便性等快適な生活環境の確保を図るため緊急に整備が必要と認められる事業。
	自転車道 自転車道整備	1/2	1/2		自6 II	
	繕舗装補修 災除 橋りょう補修	1/2 6.105/10 5.5/10	1/2 3.895/10 4.5/10		道56令28 緊4令3 II 緊2	
	緊急道路整備市町村 道県代行事業	1/2 引上率有り	1/2		地13 III	内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に基づき、県が市町村に代って経費を負担し施行する事業。
広域連携事業	1/2 4.5/10	1/2 5.5/10		広19 II	広域的地域活性化のための基盤整備を推進する。	

事業		負担区分			根拠等	事業説明
		国	県	市町村		
河川等	大規模特定河川事業費補助	1/2	1/2		河60Ⅱ、62	<p>指定区間内の一級河川又は二級河川において施工される改良工事で、次のいずれかに該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 遊水地か放水路の整備等の集中的な投資が必要な区間において、概ね10年以内で完了し、事業費が10億円以上であるもの。 2 河川の水位を低くする河道掘削等の集中的かつ重点的な投資が必要な区間において、概ね5年以内で完了し、事業費が5億円以上であるもの。 3 洪水の安全な流下を阻害している橋梁や堰等の改築・撤去を実施する事業で、概ね10年以内で完了し、事業費が5億円以上であるもの。
	河川メンテナンス事業費補助	1/2	1/2		河60Ⅱ、62	<p>指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される河川管理施設の改築、長寿命化計画に基づく延命化に必要な措置であって、次の各号のすべてに該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 長寿命化計画を策定し、当該計画に基づく延命化を十分行っている施設に限る。 2 事業費が、当該計画に基づく延命化に必要な費用、改築費用の合計で4億円以上であること。
	広域河川改修事業	1/2	1/2		河60Ⅱ、62	<p>指定区間内の一級河川又は二級河川において施工される改良工事で総事業費が12億円以上（都市河川は24億円以上）のもので、被害が防止される農耕地200ha以上、宅地20ha以上、家屋200戸以上、又は農耕地100ha以上で宅地10ha以上もしくは家屋が100戸以上。</p>
	流域治水対策河川改修事業	1/2	1/2		河60Ⅱ、62	<p>広域河川改修事業に該当する事業であって、次のいずれかの要件に該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該河川において、河道整備のほか、調節池・遊水池等の計画高水流量を低減する施設計画を有しているもの 2 当該河川の流域において流域貯留浸透事業により流域対策を実施しているもの

事業		負担区分			根拠等	事業説明
		国	県	市町村		
河川等	総合流域防災事業	1/2	1/2		財 16	<p>1 河川事業</p> <p>① 広域河川改修事業、流域治水対策河川事業、調節池整備事業のいずれかの要件に該当する河川改修のうち、1事業の総事業費が100億円未満で、流域面積が100km²未満かつ想定氾濫区域内人口が1万人未満である指定区間内の一級河川及び二級河川に係る河川改修、宅地等の嵩上げ等。</p> <p>② 次のいずれかに該当する事業で、1事業の総事業費が50億円未満のもの。</p> <p>(1) 統合河川環境整備事業の採択要件に該当する河川環境整備事業</p> <p>(2) 内水対策等を図る事業</p> <p>(3) 堤防の強化対策等</p> <p>(4) 遊水池又は調整池等の改良</p> <p>(5) 洪水被害防止区域内家屋が5戸以上の地域において、改良工事による費用便益比が1以上ある事業で、総事業費が1億円以上</p> <p>(6) 移動式排水施設の整備</p>
					河 60 II、62	
		1/2	1/2		河 60 II、62	<p>2 情報基盤総合整備事業</p> <p>河川等の情報収集・提供等を行うシステム（総事業費3億円以上）で、指定区間内の一級河川及び二級河川において雨量計、水位計等の観測施設、観測されたデータを収集・処理・伝達するシステム、河川利用者向けの情報提供システム（二級河川は平成23年度まで）等の整備。</p>

事業		負担区分			根拠等	事業説明
		国	県	市町村		
河川等	総合流域防災事業	(洪水浸水想定区域図) 1/3	2/3	—	⑥ (社会資本整備総合交付金交付要綱) 水防法 14・15 山梨県洪水ハザードマップ作成事業補助金交付要綱	3 水害リスク情報整備推進事業 洪水による災害の発生を警戒すべきものとして水防法施行規則で定める基準に該当する河川のうち、社会資本整備総合交付要綱第6-イ社会資本整備総合交付金事業③河川事業及びロ防災・安全交付金③河川事業を実施していない河川で、洪水浸水想定区域図又は洪水ハザードマップを作成。交付期間については、次のとおりとする。 ①洪水浸水想定区域図の作成は令和7年度まで ②洪水ハザードマップの作成は令和8年度まで
		(洪水ハザードマップ) 1/3	1/3	1/3		
	広域連携事業	4.5/10	5.5/10		⑥ (社会資本整備総合交付金交付要綱) ⑦ 19	広域的地域活性化のための基盤整備を推進し、地域社会の自立的な発展並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 特に、複数都道府県が連携・協力して取り組む都道府県を越える広域的地域活性化のための基盤整備等を総合的に推進し、地域社会の自主的な発展並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
	障害防止対策河川事業	8/10 0.667 9/10	2/10 (桂川、宮川) 0.333 (中沢川) 1/10 (桂川上流)		⑧ 3	自衛隊等の行為又は防衛施設の運営により生ずる障害を防止するために行う河川工事。
効果促進事業	1/2	1/2		⑨ 60 II、62	社会資本整備総合計画の目標を実現するため基幹事業と一体となって、その効果を一層高めるために必要な事業。	

事業		負担区分			根拠等	事業説明
		国	県	市町村		
砂	地すべり対策	1/2	1/2		④ 7、29 溪流に関するもの	地すべり防止区域内で下流河川、鉄道、公共施設、人家10戸以上、農地10ha等に多量の崩土が流入して被害を及ぼすおそれのある対策事業 (1箇所あたりの総事業費が1億円以上で、土砂災害(特別)警戒区域に指定されている区域)
	急傾斜地崩壊対策	4.75/10 4.5/10 4/10	4.75/10 4.5/10 4/10	0.5/10 1/10 2/10	④ 12、21 ・公共・避難・要配慮者利用施設関連 ・一般	急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対して、次の全ての条件に該当する急傾斜地崩壊防止工事。 急傾斜地の高さが10m以上(避難路及び要配慮者利用施設がある場合は5m以上)、移転適地がないこと、また、土砂災害(特別)警戒区域が指定されていること。 (1箇所の事業費7千万円以上。ただし、避難路を有する場合は8千万円以上) ①人家10戸以上(避難路または要配慮者利用施設がある場合は5戸以上)に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの ②市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所若しくは災害対策本部を設置することが規定されている施設、又はこれに準ずる施設、警察署、消防署その他市町村地域防災計画に重要な施設に倒壊等著しい被害を及ぼす恐れのあるもの
防						
等						

事業		負担区分			根拠等	事業説明
		国	県	市町村		
砂防等	障害防止対策砂防	9/10	1/10		③ 3	自衛隊等の行為又は防衛施設の運用により生ずる障害を防止する必要がある溪流に対する砂防事業
	災害関連緊急砂防等	2/3 1/2 4.75/10 4.5/10 4/10	1/3 1/2 4.75/10 4.5/10 4/10	0.5/10 1/10 2/10	③ 13 ④ 29 ⑤ 21	当該年発生 of 風水害、震災等による土砂崩落について、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設を緊急的に施工することにより再度災害を防止する事業
	事業間連携砂防等事業	1/2 5.5/10	1/2 4.5/10		③ 5、13 ④ 7、29、41、45 ⑤ 12、21	<p>整備効果を発揮するために異なる事業の連携が必要となる箇所において、相互の事業連携により、効果の早期発現や最大化を図る事業。通常砂防事業、火山砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、総合流域防災事業（砂防事業）（以下、砂防事業等）の各々の採択基準に該当するものであって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 土砂・洪水氾濫対策 土砂・洪水氾濫のおそれのある河川のうち、国又は地方公共団体が管理する河川の流域における対策</p> <p>(2) 道路保全対策 国又は都道府県等が管理する道路の防災上重要性の高い区間等のうち、土砂災害による寸断のおそれのある箇所における対策</p> <p>(3) 河道閉塞対策 河道閉塞形成・決壊により河川管理施設又は砂防関係施設に被害を及ぼすおそれのある箇所における対策</p>

事業		負担区分			根拠等	事業説明
		国	県	市町村		
砂						
防	砂防メンテナンス事業	1/2	1/2		◎砂 5、13 ◎地 7、29、41、45 ◎急 12、21	<p>砂防設備、地すべり防止施設、及び急傾斜地崩壊防止施設（以下、砂防関係施設という）の老朽化対策を計画的に実施するため、長寿命化計画の策定又は変更を行い、また老朽化対策が必要な施設については計画的に対策を実施することにより、施設機能を確保する事業。</p> <p>①長寿命化計画の策定、変更管理する砂防関係施設における長寿命化計画の策定、又は策定済みの長寿命化計画の変更でライフサイクルコストの縮減に関する具体的な方針と、点検、修繕、改築、更新に係るコスト縮減効果が記載された長寿命化計画で総事業費が2百万円以上であること。</p> <p>②砂防関係施設の老朽化対策長寿命化計画が策定され、当該計画に基づく延命化の措置を適正に行っている既存の砂防関係施設の老朽化対策(修繕・改築・更新)であり、次のすべての要件に該当するものイ 砂防関係施設の長寿命化計画にライフサイクルコストの縮減に関する具体的な方針とそのコスト縮減効果が記載されていること。</p> <p>ロ 長寿命化計画に基づき概ね10年間の事業内容を定めた年次計画が策定され、この年次計画に位置付けられた砂防関係施設であること。（令和3年度までに採択された、社会資本総合整備計画に基づく総合流域防災事業における砂防設備等緊急改築事業及び急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業、並びに特定土砂災害対策推進事業における大規模更新砂防等事業については、当該事業費の全額を交付対象とする）。</p>
等						

事業		負担区分			根拠等	事業説明
		国	県	市町村		
砂	県単独急傾斜地崩壊対策		9.5/10 9/10 8/10	0.5/10 1/10 2/10	⑤12 ・公共・避難・要配慮者利用施設関連 ・一般	急傾斜地指定地内で国庫補助対象とならない区域における対策工事
	総合流域防災事業	1/2	1/2		⑤5、13	1. 砂防事業 通常砂防事業費補助の採択基準に該当し土砂等の除石工事等の機能回復工事を含むもので、次の各号のいずれにも該当しないもの。 一 近年発生した災害に関連するもの。 二 水系砂防に関連するもの（土石流対策以外の事業）。 三 活断層の存在する地域で実施するもの。
		1/2	1/2		⑤7、29	2. 地すべり対策事業 地すべり対策事業費補助の採択基準に該当し多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川（一級河川及び二級河川もしくはこれに準ずる河川）に被害を及ぼすおそれのないもの。
		4.75/10 4.5/10 4/10	4.75/10 4.5/10 4/10	0.5/10 1/10 2/10	⑤12、21 ・公共・避難・要配慮者利用施設関連 ・一般	3. 急傾斜地崩壊対策事業 急傾斜地崩壊対策事業費補助の採択基準に該当し災害防止機能向上のための改築工事を含むもので、次の各号のいずれにも該当しないもの。 一 近年発生した災害に関連するもの。 二 急傾斜地の高さが30m以上のもの。
等	総合流域防災事業	1/2	1/2		雪崩対策事業実施要領	4. 雪崩対策事業 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年4月5日法律73号）第2条の規定により指定された豪雪地帯において、都道府県が施行する雪崩対策工事のうち、次の各号に該当する場合で、1事業の総事業費7,000万円以上のもの。 一 移転適地がないこと 二 人家おおむね5戸（公共的建物を含む）以上、又は公共建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。

事業		負担区分			根拠等	事業説明
		国	県	市町村		
砂						
防	総合流域防災事業	1/2	1/2		⑤5、13	<p>5. 土砂・洪水氾濫対策事業 既存ストックを有効活用し、流域全体で効率的な土砂災害対策を進めるため、土砂・洪水氾濫対策又は土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策のための計画の策定又は変更で、次の全ての要件に該当するもの</p> <p>ア 土砂・洪水氾濫対策又は土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策を目的とした計画であること</p> <p>イ 土砂・洪水氾濫対策については、国土技術総合政策研究所資料「河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設配置計画検討の手引き（案）」に基づく手法もしくはこれに準ずる手法により作成される計画であること</p> <p>土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策については、国土交通省砂防部資料「土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策計画の基本的な考え方（試行版）」に基づく手法もしくはこれに準ずる手法により作成される計画であること</p> <p>ウ 土砂・洪水氾濫対策又は土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策のための計画の計画期間内に、遊砂地等の基幹施設の整備が見込まれるものであること</p>
等						

事業		負担区分			根拠等	事業説明
		国	県	市町村		
都市計画	街路事業	5.5/10	4.5/10		道 56 令 28 緊 2 令 2	地域高規格道路の整備と併せて行われる、地方公共団体における I C へのアクセス道路の整備。 「無電柱化の推進に関する法律」に基づき策定された「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成を図るため、同日標に係る地方公共団体による無電柱化の整備。
	緊急街路整備	6.105/10	3.895/10		補 (社会資本整備総合交付金交付要綱)	交通の安全の確保とその円滑化、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保を図るための事業。
	都市公園建設	(用地) 1/3 (施設) 1/2 (用地) 8/10 (施設) 1/2	2/3 1/2 2/10 1/2		補 (社会資本整備総合交付金交付要綱) 補 文化庁補助金要綱	安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を促進し、豊かな生活の実現等を図るため、都市公園の整備等を行う事業。
下水道	流域下水道	管 1/2 処 (高率) 2/3 (低率) 1/2	1/4 1/6 1/4	1/4 1/6 1/4	道 34 令 24 II	2つ以上の市町村にまたがる地域の汚水、雨水を広域的に排除し処理するもので原則として都道府県が設置し管理する下水道。
	公共下水道	管 1/2 処 (高率) 5.5/10 (低率) 1/2		1/2 4.5/10 1/2	道 34 令 24 II	主として市街地における生活排水や工場排水を排除し、流域下水道へ流すか、または下水処理場で処理し、河川や海へ流すもので原則として市町村が設置・管理するもの。及び農山漁村の環境改善や観光地などの海域、河川、湖沼の水質保全を図るための下水道。
	山梨県公共下水道普及促進費補助金		交付金対象事業費の 2.5/100		山梨県公共下水道普及促進費補助金交付要綱	下水道を普及促進するために、一定の条件を満たした市町村に対し、工事費以外の公債費、下水道事業 P R 費などに限定し補助をする。 〈交付対象事業〉 生活排水クリーン処理率が 82%未滿かつ、桂川流域関連の市町村が実施するもの (R7 年度まで)
上水道	水道施設整備費補助	1/4 1/3 4/10	—	3/4 2/3 6/10	簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱	簡易水道事業において安全で良質な水の供給の確保を図るための事業
	防災・安全交付金	1/4 1/3 4/10	—	3/4 2/3 6/10	生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱	生活基盤施設耐震化等事業計画に基づき、水道事業者が行う水道施設等の耐震化の取組や老朽化対策などの事業

事業		負担区分			根拠等	事業説明
		国	県	市町村		
県 営 住 宅	公営住宅 (建設・買取り)	4.5/10	5.5/10		㊦第7	所得税法により算出した所得金額から政令で定めのある控除をした後の月額が158千円以下の収入のある者に賃貸する住宅の建設、または買取り。
	公営住宅 (借上げ)	共同施設等整備費に対し、地方公共団体は2/3補助する。(国はその4.5/10を地方公共団体に対し交付する。)			㊦第7	所得税法により算出した所得金額から政令で定めのある控除をした後の月額が158千円以下の収入のある者に賃貸する住宅の借上げ。
	改善 (個別改善事業) (全面的改善事業)	4.5/10	5.5/10		㊦第7	居住性向上、福祉対応、安全性確保、長寿命化、脱炭素社会対応に配慮した住戸改善及び共用部分改善、屋外・外構改善又は規模増改善。
	特定公共賃貸住宅	4.5/10	5.5/10		㊦第7	所得税法により算出した所得金額から政令で定めのある控除をした後の月額が158千円を超え、487千円以下の収入のある者に賃貸する1戸当たりの床面積50~125㎡以下の規格の住宅の建設。
住 宅 対 策	特定優良賃貸住宅 家賃対策補助	4.5/10	5.5/10		㊦15	中堅所得者層へ良質な賃貸住宅の供給促進を目的として、当該住宅を供給する認定事業者が、家賃を減額する場合に、その減額分を補助する。
	住宅市街地 基盤整備事業	当該整備事業と同種に公共施設の整備に関する事業に係る国の補助割合又は負担割合と同じ割合を補助。			住宅市街地 基盤整備事業制 度要綱	都市居住の再生や職住近接の実現に資する住宅宅地供給を促進することが必要な三大都市圏等の地域における住宅建設事業及び宅地開発事業の推進を図るため、基幹的な公共施設整備と併せて、住宅宅地事業に係る関連公共施設等の整備を総合的に行う。
	住宅市街地 総合整備事業	1/2 1/3	1/2 2/3		住宅市街地 総合整備事業制 度要綱	既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集住宅市街地の整備改善等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う。
		1/2 1/3		1/2 2/3		
街なみ環境整備事業	1/2 1/3		1/2 2/3	街なみ環境 整備事業制 度要綱	住宅が密集し、かつ、生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりと潤いのある住宅地区の形成を図る。	

事業		負担区分			根拠等	事業説明
		国	県	市町村		
地震対策	建築物耐震対策緊急促進事業(地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道の建築物の耐震化支援・耐震診断・耐震設計・耐震改修)	1/2 1/2 2/5	1/4 1/6 1/6	1/4 1/6 1/6	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱	耐震改修促進法により耐震診断が義務化された避難路沿道建築物の耐震診断及び耐震化に要する費用の補助を行う市町村に対し、補助を行う。
	住宅・建築物安全ストック形成事業	1/2 1/2 1/3	1/4 1/2 2/3	1/4	住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱(ロ-16-(12)-①)	地震の際の住宅、建築物の倒壊等による被害の軽減のため、住宅、建築物の耐震性の向上に資する事業に対し補助する。
		1/2 1/3		1/2 2/3		
アスベスト対策	住宅・建築物安全ストック形成事業	10/10 1/3	1/6	1/6	住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱(ロ-16-(12)-②)	住宅・建築物のアスベスト対策を促進するため、アスベスト含有調査及びアスベスト除去等に関する事業に対し補助する。
既存住宅の流通	しらべて安心インスペクション普及促進事業費補助金		1/2		山梨県既存住宅状況調査普及促進事業費補助金交付要綱	(公社)山梨県宅地建物取引業協会による次の事業に対し、補助する。 ・既存住宅状況調査及び必要に応じてこれに付随して行う給排水管路の調査を行う者に対する助成事業
空き家対策	山梨県空き家対策総合支援事業	1/2 2/5 (※)	1/4 1/5	1/4 2/5	山梨県空き家除却事業費補助金交付要綱 (※)住宅市街地総合整備事業制度要綱、住宅地区改良事業対象要綱、小規模住宅地区等改良事業制度要綱	市町村が実施する空き家除却事業に係る国の補助事業と連携した県の財政支援事業。 <メニュー> ・空き家除却事業(県補助限度額:1件50万円)

(注) ①道路法 ②道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法 ③交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法 ④積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法 ⑤水源地域対策特別措置法 ⑥奥地等産業開発道路整備臨時措置法 ⑦河川法 ⑧地方財政法 ⑨防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律 ⑩公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ⑪砂防法 ⑫地すべり等防止法 ⑬傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ⑭都市公園法 ⑮下水道法 ⑯自転車道の整備等に関する法律 ⑰地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法 ⑱特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 ⑲道路の修繕に関する法律 ⑳過疎地域自立促進特別措置法 ㉑地域再生法 ㉒広域的地域活性化法 ㉓補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律